



## 郵政 65 歳解雇 最高裁が容認 一非正規 1 万人余を雇い止め一

### 旧会社と日本郵便の継続性否定

期間雇用だからといって「65歳解雇」されたとして、9人が訴えていた「日本郵便65歳雇用解雇」訴訟で9月14日、最高裁判所第二小法廷（菅野裁判長）は、雇い止めを有効とした1,2審判決を支持し、原告側の上告を棄却した。

日本郵便は、2007年、就業規則65歳以上の非正規社員とは契約しない条項をもうけた。これにより、2011年9月末に65歳以上の非正規社員1万2245人を雇い止めにした。労働者は反発して、①非正規には定年制が存在せず正当性はない、②非正規労働者の不利益が大きいことを訴えた。

主文は「高齢の労働者は加齢による体力の低下などを前提に一律に決めることに合理性がある」などと歪曲し、また、定年制をつくったことに不利益変更の主張に、「旧会社と日本郵便との継続性はない」と突っぱねた。

6月1日の「長澤運輸20条裁判（定年再雇用賃金格差是正）に引き続き不当判決が言い渡されたことになる。労働者の切実な訴えを切捨てる最高裁判決は、「弱い立場の非正規労働者や高齢者」を救済するどころか一顧

だにしない。

人手不足が続く職場、入社する時は「体が続くかぎり何時までも働いてください」と言われた。半年更新ながら65歳以上の雇用継続は当たり前に行われていた。しかし2007年郵政民営化のときに突然、会社は「就業規則」を一方的に変更して「65歳を雇用期限」と定めた。そして、2011年9月末に1万人超の大量首切りを強行した。

それ以降、東京支社管内だけでも1000人に及ぶ人手不足。郵政職場では期間雇用社員を全社あげて通年募集しているが、ほとんど応募がない状況だ。（「週刊新社会」10月2日）

## コミュニティ・ユニオン全国 ネットワーク盛岡集会 —30年を振り返り新たな一歩—

10月6日～7日、コミュニティ・ユニオン第30回全国集会が岩手県盛岡市つなぎ温泉で開催。台風25号接近、新幹線で人身事故が重なった。それでも、いろいろ困難を克服して全国から290名の仲間が参加した。

冒頭の全体集会ではユニオンネットお互いさまが取り組んでいる「日本通運雇い止め、解雇撤回闘争」の原告が登壇し、「日本通運の雇い止めを絶対に許すことはできない、職場復帰を絶対勝ち取る」と報告した。

2日目の分科会は、これまで報告だけで聞くだけの一方通行だったが、今回の分科会は、全員参加型で、討論に全員が引き込まれ盛り上がった。

次回、第31回全国交流集会は、19年10月5日～6日の日程で、兵庫県姫路市での開催を決めた。（ユニオンネットお互いさま）

（「週刊新社会」10月23日）

### 労働相談から団体交渉へ

連合が結成され大労組中心の労働運動になり、地域の労働運動が消されていく中で未組織労働者の拠り所となる労働組合が必要だと地域の労働組合有志が力を合わせて結成したのが練馬地域ユニオンである。

1996年10月24日に結成してから23年に

なる。当初は専従者もおらず、仕事と掛け持ちで始まったが、地域の労働組合の協力もあり、徐々に団体交渉メンバーも充実してきた。

現在の練馬地域ユニオンの闘いは練馬区内のN歯科医院に助手として勤務していた5人の女性の闘いの報告です。

パワハラを含む医院長の理不尽な振る舞いが許せないと立ち上がった。無断欠勤ではないのに不当削減給、残業代の計算不明瞭、試用期間終了時の時給のアップ不履行など。

子育て中の若いママもあり、交渉日の日程調整が大変だ。

5人全員が組合に加入し、7月13日に「第1回の団体交渉が始まった。

初めての団体交渉にも組合員は臆することなく発言。勤務時間管理のタイムカード提出、賃金明細書の提出、離職票、年次有給休暇付与日数の確認の要求を行った。次回の団体交渉で具体的各組合員の要求を提出しての交渉となる。(鈴木) (「週刊新社会」10月23日)

## 世界同時アクション東京行動

### 一日8時間働けば暮らせる最低賃金に

最低賃金時給1500円キャンペーン全国実行委員会は、10月4日東京渋谷センター街で『いますぐどこでも最低賃金時給1000円に！時給1500円目指して、一日8時間労働で暮らせる最低賃金に！』世界同時アクション2018年東京行動を取組んだ。当日は雨の中、下町ユニオン、全国協全国一般、首都圏青年ユニオンなど20数名の仲間の参加でにぎやかに行われた。

今年の課題は、①地域の賃上げ闘争と職場の賃上げ闘争と結合させる。②最低賃金の決定方式の改善をめざし問題点を社会的に明らかにする。③全国的に取り組める連帯組織の結成をめざす、④最賃大幅引上げを政治課題にし、格差解消を地方の声にするとしてきた。

今年の総括はこれからだが、2019年の統一地方選挙に向けて候補者に対して、最低賃金の引上げを公約に盛り込むよう取り組むこととしている。

(「全労協」2018年11月1日号抜粋)

## 安倍政権の「移民化政策」 は奴隷労働

外国人労働者の受入れを拡大する入管難民

法改定案の衆院法務委員会の審議は、与党が11月15日強行したが、法案の根幹である技能実習生のデータに誤りが発覚。葉梨法務委員長の解任決議案が出た。

政府与党は12月10日の会期末までに成立させ、来年4月の制度導入を目論む。

対象業種や受入規模も示さず、権利保障もあいまい。

### 外国人技能実習生受入れ

単純労働を目的とした入国を原則認めてこなかった日本だが、法案は人手不足に対処するため新たな在留資格を設け、幅広い業種で外国人を受入れる内容で、従来の政策からの大転換を狙っている。

### 実習生の人権侵害

外国人の就労については、在留資格などによって厳しく制限されているが、17年10月末現在、外国人労働者数は127万8670人で、前年同期比19万4901人増で過去最高だ。在留資格別でみると45・9万人が日系人、留学生アルバイトなどが29・7万人、技能実習生が25・8万人、専門的・技術者は23・8万人、特定活動2・6万人である。

とりわけ技能実習生制度は、諸外国から「強制労働」「人身売買」「奴隷制度」などと厳しく批判を受け続けている。事実、労基法違反が認められた実習実施者は、5966事業場のうち4226(70・8%)にのぼる(厚労省17年調査)。失踪も昨年7000人、今年4000人となっている。

技能実習制度は、開発途上地域への技能移転を図り、経済発展を担う「人づくり」に協力する国際貢献とれてきたが、低賃金・長時間労働、パスポートを取り上げての自由の拘束など人権侵害が常態化していることは周知の事実。

### 孤立する日本の姿

日本政府は、「徴用工問題」で激しく韓国の対応を批判するが、その韓国は04年、単純労働を認める雇用許可制を導入した。以前は日本の技能実習制度を参考に「産業研修制度」を導入してきたが、不法滞在や賃金の未払いが相次ぎ、許可制を導入した。

外国人労働者は韓国政府が運営する就労センターに登録、政府が各企業に割り当てる。悪質な企業は排除され、法外な手数料を取る「ブローカー」が暗躍する余地もない。ベトナムやフィリピンなど計16カ国と国同士の協定を結んでいる。

外国人労働者を使い捨てる国は、自国の労働者も使い捨てる。日本の労働者運動が問われていることを知るべきだ。

(「週刊新社会」18年11月27日号) 抜粋